



# 公取協ニュース

No.38  
19.1.15

編集・発行

社団法人 自動車公正取引協議会

〒102-0093 東京都千代田区平河町1丁目9番地3号(京商ビル内)  
TEL 03-3265-7975(代表) FAX 03-3265-7978  
ホームページ: <http://www.aftc.or.jp/>

## 中古車規約・規則の改正素案を作成、関係団体の意見を聴取

関係団体、公取委、消費者団体の意見を踏まえ、今後改正案を策定  
新車規約・規則についても一部変更、表示の明確化を図る

**平** 成16年度にスタートした規約見直しの事業について、中古車規約・規則の見直しの改正素案を作成、関係団体の意見を聴取し、その集約を行っています。今後、公取委や消費者関連団体の意見を聴きながら改正案を策定、来年開催予定の理事会（5月）、通常総会（6月）に上程する予定です。（改正素案のポイントについては下記をご参照下さい。なお、改正素案は関係団体の意見等を踏まえ、今後変更される場合もあります）。新車規約・規則についても一部変更し、表示方法等の明確化を図ります。

### 中古車規約・規則改正素案のポイント

#### ◆必要表示事項への追加項目

- ① 広告における必要表示項目に「車台番号の下3桁」の表示を追加する
- ② 特定の車両状態（走行距離を交換した車両、修復歴がある車両、定期点検整備なしで要整備箇所のある車両）に「改ざんされている車両」と「走行距離に疑義がある車両」を追加する
- ③ インターネット通販を行う場合には、特定の車両状態の表示を義務付ける

#### ◆必要表示事項からの削除項目

- ① 「前使用者の定期点検整備記録簿の有無の表示」の項目を削除する

#### ◆走行距離数の表示のあり方の見直し

メーターの交換前、交換後の走行距離数が記載された点検整備記録簿等がある場合、自社のみでなく他社で交換されたものも「メーター交換車」として表示ができるようにする

#### ◆走行距離及び修復歴の不当表示に対する措置の強化（違約金の引き上げなど）

#### ◆規約運用の明確化

車両本体の価格と併せて支払い総額を表示することも可能であることを明確にし、具体的な表示方法等を明示する

### 新車規約・規則見直しのポイント

#### ◆価格表示に関する規定

- ① カタログに価格を表示する場合も規約の対象になることを明確にする
- ② 価格に関する付記説明（表示した価格には税金や諸費用等は含まない旨など）を明りょうに表示することとし、具体的な表示方法については運用基準を作成する

（規約運用の見直し）

- ③ 広告におけるディーラー特別仕様車の表示について、必ずしも装備品の全てを表示しなくても良い方向で検討する
- ④ ラジオ広告で価格を表示する場合、必要表示項目の一部を省略できる方向で検討する

## ◆広告宣伝に関する規定

- ①燃費に関する付記説明（表示した数値は試験上での数値であり実際の数値は走行条件等により異なる旨）を明りょうに表示することとし、具体的な表示方法については運用基準を作成する

## 景品規約改正素案のポイント

## ◆オープン懸賞の規定の削除

オープン懸賞告示の廃止に伴いオープン懸賞に関する規約規則を削除する（オープン懸賞で提供することのできる上限額（一千万円）の制限の廃止）

## 四輪の中古車専門店を対象とした店頭表示状況を調査

### JU関係の10地区286店を対象に実施

## 中

中古車規約の遵守状況と自動車リサイクル料金に関する表示状況の実態把握を行うことを目的として、JU中販連・中販連支所の協力を得て平成18年9月から11月にかけて全国10地区で店頭における表示状況の調査を実施しました。調査結果の概要は以下の通りです。

## 中古車関係

◆調査対象地区：10地区286店＝釧路、帯広、秋田、茨城、静岡、大阪、岡山、島根、福岡、熊本

◆調査項目と調査結果の主な概要

- ①店頭展示車の表示状況（80%以上の実施率の割合）

調査項目	遵守率
保証の有無	96.1%
定期点検整備の実施状況 (整備の有・無の表示)	89.1%
「有」の場合の「済」、「納車時」の表示	80.9%
「納車時」の場合、価格に整備費用を含むか否かの表示	88.6%
価格に整備費用を含まない場合の整備費用の額の表示	87.8%
定期点検整備「無」で要整備箇所がある場合、その旨の表示	91.3%
自動車リサイクル料金の表示	90.8%
未預託である旨	87.1%
車検を付けて販売 ⇒リ料の額と別途必要の旨	88.4%
車検残あり ⇒次回車検時か廃棄時に必要	85.6%

預託済である旨	87.5%
価格に含めず ⇒リ預相当額と別途必要の旨	96.8%
価格に含める ⇒含まれている旨	3.2%

## ②走行メーター交換シール等の貼付状況

走行メーターシールの保有あり	39.4%
走行メーターシールの貼付実績あり	7.7%

## ③特定の車両状態の表示状況（該当車両がある事業者が対象）

修復歴がある場合の「修復歴がある旨とその部位」	80.5%
要整備箇所がある場合の「要整備箇所がある旨とその箇所」	—

## ④注文書の表示状況（70%以上の実施率の割合）

走行距離数の記入	94.9%
保証の有無	71.1%
定期点検整備実施の有無	38.7%

## ⑤走行距離を確認できる書類の記入状況（70%以上の実施率の割合）

仕入時の帳票類の記入	100%
販売時の帳票類の記入	99.6%

## 役員の変更 理事1名を補充選任

当協議会では、第78回理事会（書面）を開催、関係団体から変更推せんがあった理事の補充選任及び常任理事の互選を行いました。

◎新常任理事 下平 隆（日整連 専務理事）

## 非会員店との差別化を図るための「公取協会会員店」のPRを実施 会員店と一体となったPR活動を展開、ホームページに会員店検索機能を追加

**平** 成18年度の広報PR活動として、「このマークのお店は、適正表示で安心をお届けします」をキーワードに当協議会の会員証や会員店ステッカーを前面に出したポスターを作成、会員店の各店舗に配布した上で、平成19年2月以降全国の中古車情報誌にPR広告を掲載するなど、会員の方々と一緒に公取協会会員店PRを実施します。店頭へPRポスターを貼付するとともに、会員証や会員店ステッカー等を店頭の目立つところに貼付するなど、積極的に会員であることをPRして下さい。

また、今回のPRの目玉として、消費者の方々がパソコンや携帯電話から当協議会のホームページにアクセスし、会社名・住所などのキーワードを入力すると、そのキーワードから会員店の検索ができるシステムを構築する予定です。

### 広報PR計画の実施内容

#### ①中古車情報誌へのPR広告の掲載

##### ◆カーセンサー

掲載版（発売日）	掲載場所
北海道版（2月15日）	目次対向面
関東版（2月22日）	目次対向面
〃（3月22日）	表4
東海版（2月14日）	目次対向面
〃（2月28日）	目次対向面
関西版（2月15日）	目次対向面
九州版（2月22日）	目次対向面

##### ◆Goo

掲載版（発売日）	掲載場所
北海道版（2月22日）	目次対向面
東北版（2月15日）	コラム対向面
北関東版（2月22日）	目次対向面
首都圏版（2月1日）	コラム対向面
〃（2月15日）	コラム対向面
静岡版（2月23日）	目次対向面
東海版（2月28日）	目次対向面
関西版（2月22日）	コラム対向面
中国版（2月24日）	中面
九州版（2月15日）	目次対向面
中・南九州版（2月10日）	中面

#### ②インターネットバナー広告の掲載

##### ◆Goo-net

掲載期間	URL
1月22日～2月5日	http://www.goo-net.com/used/
2月19日～3月5日	
3月19日～4月2日	http://www.goo-net.com/newcar/

##### ◆infoseek

掲載期間	URL
2月1日～2月28日	http://autos.www.infoseek.co.jp/

#### ③PRポスターの作成・配布

キャッチコピー：「このマークのお店は、適正表示で安心をお届けします」

配布先：会員店、関係団体、公取委、消費生活センター、自動車教習所など

**このマークのお店は、  
「適正表示」で安心をお届けします。**

クルマ・バイク販売には、定められたルール（公正競争規約）があります。自動車公正取引協議会の会員店は、このルールに基づき安心と信頼のクルマ・バイク販売を行っています。新車も中古車も、クルマ・バイクはこの会員証・ステッカーのある会員店でお求めください。



・ステッカー（自動車）



・ステッカー（二輪）




信頼されるクルマ・バイク販売を推進する  
 **社団法人自動車公正取引協議会**  
 AUTOMOBILE FAIR TRADE COUNCIL

※パソコン・携帯から会員店の検索ができます。  
 (パソコン) <http://www.aftc.or.jp/> (携帯電話) <http://www.aftc.or.jp/m/>

●クルマ・バイクの購入後のトラブル等に関する相談をお受けしています。相談専用ダイヤル 03-3556-9177 受付時間 月曜～金曜（休日・特定日を除く）午前10時～午後5時  
 〒102-0093 東京都千代田区千代田1-9-21（霞が根ビル内） TEL 03-3265-7975（代利）/03-3556-2733（二輪車業務グループ）

#### ④公取協ホームページによるPR

今回のPRに合わせて、パソコンや携帯電話から、会社名（販売店名）や住所などのキーワードを基に会員店検索ができるシステムを構築する予定です。

パソコン：<http://www.aftc.or.jp/>

携帯：<http://www.aftc.or.jp/m>

また、2月1日から3月末までホームページ上で、消費者がクルマやバイクを購入する際にど

のような情報を参考にしているか、またクルマ・バイクの広告に対しどのような意見を持っているかなど、今後の規約運用や活動の参考にするため、アンケートを募集します。回答者の中から抽選で300名にクオカード（500円分）をプレゼントする予定です。（アンケートについては、パソコンからのみ回答が可能です。携帯からの回答はできません）

## 平成18年度規約担当者研修会を開催

各地区公取協事務取扱所や関係団体から151名が出席

**各** 地区公取協事務取扱所の規約担当者を対象とした研修会を11月14日(火)、東京・千代田区のアルカディア市ヶ谷で開催しました。この研修会は、公取協事務取扱所（自販連支部、軽自動車協会、整備振興会、中販連支所）の規約担当者の方々の規約等に関するスキルアップを目的として毎年開催されているものです。今回の研修会には4団体の公取協事務取扱所と各団体の本部、関係団体から151名の方が出席されました。研修会では、まず全体研修として、平成18年度事業の進捗状況と今後の予定、消費者相談の受付状況と対応についての説明が行われた後、自販連と軽自協、整備振興会、中販連の3つのグループに分かれ、それぞれのテーマに沿って研修が行われました。



規約担当者研修会で挨拶する梶山省照専務理事と研修会場

◆自販連・軽自協関係のグループ別研修では、最近の各ディーラーの店頭表示等についてはメーカー作成のツールを使用するケースが多くなっているなど、メーカー発信の情報が増えていることから、メーカー4社（トヨタ・日産・ホンダ・三菱）のそれぞれの担当者の方にお越しいただき、「各メーカーにおける規約普及等に関する取り組み」と題して、メーカーの立場から実施しているディーラーへの規約普及に関する取り組みやコンプライアンス全般に関する取り組みの現状及び今後の課題等についてお話をいただきました。その後、自販連支部3地区（福島・愛知・熊本）の担当者の方々から、地

区における規約普及に関する取り組み」と題して、全拠点を対象とした価格表示調査の実施や広告の事前チェックシステム構築（福島）、研修会の継続実施と中古車適正表示推進月間に関する取り組み（愛知）、関係団体を交えた消費生活センターとの懇談会の開催（熊本）など、それぞれ独自の取り組み例が紹介されました。

◆整備振興会関係のグループ別研修では、まず公取協で受け付けている整備・サービス関係の消費者相談の受付状況と対応についての説明と質疑が行われ、次に、独禁法のポイントと最近の違反事例、事業者団体活動と独占禁止法との関連について説明と質疑が行われました。その後、

中古車規約見直しの状況と今後の予定、についての説明が行われ、意見交換が行われました。

◆中販連関係のグループ別研修では、中古車規約改正素案に関する関係団体からの主な意見と規約遵守状況調査の調査結果と今後の対応に関する説明が行われた後、規約定着化を図るための普及活動に関して3地区（JU熊本、JU茨城、JU秋田）の方々から、合同フェア時の統一ブライズボードの使用徹底や指導環境委員会による巡回指導の実施（熊本）、理事会・支部会など各種会議における啓発活動の実施や情報誌（JU茨城かわら版）を活用した規約などのPR活動の実施（規約を遵守することは防衛手段になる）（茨城）、表示ツールを持つての事務局職員

の訪問による規約遵守の呼びかけと電話によるフォロー（秋田）など、独自の活動例が紹介されました。その後、既に規約普及推進モデル地区としてさまざまな取り組みを行っている2地区（JU旭川、JU長野）の方々から、メディア（地元新聞社、中古車情報誌）と協力してのPR活動の紹介、調査委託制度を活用した走行距離不当表示案件に対する指導の実施（旭川）、メディア（地元新聞社、雑誌社、広告代理店）と連携しての規約の周知活動、県消費生活センターとの懇談会の開催（長野）などが紹介され、他の地区の方々の関心を引いていました。

## 新車・中古車の新聞、チラシ広告に関する調査を実施中

中古車の広告には必要表示事項（修復歴の有無、整備実施の有無など）のものが散見

**当** 協議会では、平成18年7月から9月にかけて全国で収集した新車・中古車の新聞、チラシ広告を対象に表示状況の調査を実施中です。総数で約1万枚の広告が集まりましたが、同じ内容の広告があるため、仕分けをしながら、チェックを進めています。最終的なとりまとめが出来次第、報告書としてまとめて各地区を通じてご報告する予定ですが、現段階で見られる問題点等をご紹介します。

今後は違反事例等を基にマニュアル等を作成し、会員事業者や広告会社（代理店）の担当者を対象とした研修会を実施する予定です。

### 主な問題点

#### <新車>

- ①広告掲載車と販売価格の表示との関連
  - ⇒ 広告掲載車と販売価格の不一致、価格帯のみの表示
- ②燃費表示
  - ⇒ 「走行条件により異なる旨」の付記説明の表示もれ、自社調べ値を表示
- ③限定に関する表示
  - ⇒ 台数や期間を限定しているにもかかわらず、当該限定を超えて販売
- ④「わけあり車」を新車と比較して「お買い得」である旨を表示

⇒ ひょう害車や修復した車両を新車価格と比較して「〇万円お買い得」と表示

#### <中古車>

- ①必要表示事項の表示もれ
  - ⇒ 整備実施の有無、整備費用は価格に含まれている旨、修復歴の有無の表示もれ
- ②リサイクル料金に関する表示もれ
  - ⇒ 未預託・預託済の表示、価格に含む・含まない旨の表示
- ③支払い総額に関する表示
  - ⇒ 支払い総額のみを表示、諸費用等の内訳に関する表示なし

## 平成19年度通常総会 平成19年6月13日(水)開催

当協議会の平成19年度通常総会は、6月13日(水)に東京・大手町の経団連会館国際会議場(11階)にて開催する予定です。

## 中古車販売時の景品提供に関する注意点

### 成約者への景品提供で取引価額の10%を超える景品を提供した例

#### キャンペーン（表示）の概要

- ◆会員事業者（ディーラーの中古車センター）が中古車販売にかかるチラシ広告において、「今度の土日にフェア開催」と銘打ち、フェア期間中の成約者に対してもれなく景品（温泉旅館宿泊券ペアチケット（6万円相当））を提供する旨を告知し実施した。
- ◆成約者に対して提供できる景品の上限額は「取引価額の10%以内」となっている。（景品規約第3条2項）
- ◆しかしながら、チラシ広告には30万円未満の中

古車を掲載するとともに、実際には販売価格が30万円未満の中古車を購入した人にも当該景品類を提供していたことから過大な景品提供となる。

#### 今後の注意点

- ◇中古車の成約者に対する景品提供の場合、販売する車両のうち一番価格の低い車両に合わせて景品を設定する必要がある。
- ◇また、景品提供する場合に対象となる車両の金額を設定する場合は、「景品提供は〇〇万円以上の車両を成約した人に限ります」などその条件を明りょうに表示すること。

## 新メンバーを加え、第2回中古車広告表示研究会を開催

### 内外出版が中古車情報誌関係の賛助会員として入会

**中** 古車広告表示の適正化を推進するため、既に中古車情報誌12社が賛助会員として入会していますが、この度「輸入車中古車情報」を発行する株式会社内外出版が賛助会員として入会しました。そして、10月16日(月)に新たにメンバーとなった内外出版を加えた情報誌関係賛助会員と中古車部会ワーキング委員（メーカー、ディーラー、関係団体）で構成する第2回中古車広告表示研究会を開催しました。

## 二輪車小売販売店を対象とした表示状況実態調査を昨年に続き実施 会員店、非会員店合計233店を対象に実施

一 輪車小売販売店の店頭表示状況に関する実態調査を、平成18年の10月から12月にかけて、関係  
一 団体（日本二輪車協会、全国オートバイ協同組合連合会）の協力を得て全国17地区、233店（会  
員219店、非会員店14店）を対象に実施しました。調査の概要は次の通りです。

### ◎調査項目及び調査結果の主な概要

#### 1) 店頭における表示状況

##### ①プライスカードの掲示状況

新車、中古車とも、プライスカードはほと  
んどの会員及び非会員が掲示

##### ②必要表示事項

##### 《新車》

「製造国名」、「保証の有無」

会 員 ⇒ 約70%が表示

非会員 ⇒ 約25%～50%が表示

##### 《中古車》

「保証の有無」、「走行距離数」

会 員 ⇒ 約70%が表示

非会員 ⇒ 約25%～40%が表示

#### 2) 中古車の品質評価書の表示・交付状況

会 員 ⇒ 約15%が表示

非会員 ⇒ 表示せず

会 員 ⇒ 約15%が交付

非会員 ⇒ 交付せず

#### 3) 査定書の交付状況

会 員 ⇒ 約40%が交付

非会員 ⇒ 交付せず

#### 4) その他の書面(保証書、契約書)の交付状況

中古車の保証書の交付

会 員 ⇒ 約60%が交付

非会員 ⇒ 約40%強が交付

契約書（注文書）の交付

会 員 ⇒ 約90%強が交付

非会員 ⇒ 約85%強が交付

## 第1回二輪車広告表示研究会を開催

二輪車雑誌社4社、広告代理店3社、二輪車広報部会のメンバーが出席

今 回の研究会では、二輪車雑誌（新車・中古車）の表示状況の調査結果の報告と、調査結果におけ  
る問題点について雑誌社や広告代理店に対し広告表示適正化への協力要請が行われました。今後  
の研究会では、広告表示に関する規約違反事例や消費者トラブルの問題点等の共有化を図りながら、不  
当表示未然防止策の検討を行うとともに、より多くの雑誌社や広告代理店にも参加を呼びかけながら二  
輪車広告表示適正化のための活動を行っていく予定です。

## 公正取引委員会の動き

詳細は <http://www.jftc.go.jp> をご覧下さい

### ○大阪の中古二輪車販売店（公取協非会員）に対し、二輪車業界初の排除命令

公正取引委員会は、平成18年10月18日付で大阪の二輪車販売店(株)アイビーに対し、同社がメーターの巻き戻し・交換により走行距離の不当表示を行ったとし、景品表示法第4条第1項第1号(優良誤認)に違反するとして、同法第6条第1項の規定に基づき、排除命令を行いました。

#### 関係人

株式会社アイビー

大阪市浪速区下寺三丁目3番1号

代表取締役 平 正茂

#### 排除命令の概要

株式会社アイビーは、平成18年7月20日、北大阪オートと称する展示場に展示した中古二輪自動車17台及びアトムと称する展示場に展示した中古二輪自動車15台の合計32台について、一般消費者に販売するに当たり、走行距離計を巻き戻し、又は走行距離計を走行距離数のより少ないものに交換することにより、走行距離数を

過小に示す表示をしていた。

#### 排除命令とは

商品の品質や価格が実際より優良又は有利であると消費者に誤認させる不当表示等を行った事業者に対し、公正取引委員会が「不当景品類及び不当表示防止法」に基づき行為の差止め及び再発防止並びに「お詫びと訂正」の広告の一般紙への掲載等を命ずる行政処分（法的措置）。命令に従わない場合は、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科される。

### ○総付景品告示の一部改正案を公表

公正取引委員会は、平成18年11月24日、一般消費者に対して懸賞によらないで提供する景品類について、「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえ、その在り方を慎重に検討した結果、総付景品告示を一部改正することとし、公表しました。

#### 告示改正案の概要

#### ◆事業者が提供できる総付景品の最高額

現行告示 ⇒ 取引の価額の10分の1の金額  
(100円未満の場合は100円)

改正案 ⇒ 取引の価額の10分の2の金額  
(200円未満の場合は200円)